

2024 年度

教職課程自己点検・評価報告書

大谷大学

目 次

序	1
基準1 教育理念・目的	2
基準2 組織・運営体制	4
基準3 教育環境	6
基準4 教育課程	10
基準5 学修成果の把握・可視化	18
基準6 教職員組織	20
基準7 内部質保証・情報公開	22
基準8 学生支援体制	26
基準9 関係機関等との連携	28

序

大谷大学（以下、「本学」）では、文学部・国際学部に中学校一種免許状（以下、「中一免」）・高等学校一種免許状（以下、「高一免」）、教育学部に幼稚園一種免許状（以下、「幼一免」）・小学校一種免許状（以下、「小一免」）、大学院に小学校専修免許状（以下、「小専免」）・中学校専修免許状（以下、「中専免」）・高等学校専修免許状（以下、「高専免」）の課程を置く。

本学では、仏教精神に則った人格の陶冶に定め、自己の信念を確立できる人間教育をめざしている。初代学長清沢満之は、本学の特質を「本願他力の宗義に基づき」「自己の信念の確立」をめざすところにあると述べた。これを受けて第三代学長佐々木月樵は、本学の目標を、1. 仏教の学界への解放、2. 仏教を教育からして国民に普及する、3. 宗教的人格の陶冶、と具体的に示した。清沢・佐々木による建学の精神に基づき大学教育を進めてきたが、教員養成課程も当然、建学の精神の基盤の上にある。佐々木の宣言した「2. 仏教を教育からして国民に普及する」「3. 宗教的人格の陶冶」の面において、建学の精神を学ぶ必修科目「人間学」を設けて、大谷大学で育ち宗教的情操をそなえた学生が、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教員として活躍することで、仏教精神を教育現場において実現させる教員養成をめざしてきた。

本学の教職課程では、「教育の基礎的理解に関する科目」・「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」（以下、教職専門科目）、「教育実践に関する科目」（以下、「教育実践科目」）、「教科（領域）に関する専門的事項」（以下、「教科専門科目」）、「各教科（保育内容）の指導法」（以下、「指導法科目」）、「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」（以下、「66 条の 6」）、「大学が独自に設定する科目」（以下、「大学独自科目」）の各科目区分において、課程を開設する学部・学科等の特色を生かした授業科目や宗教的情操をそなえた教員を養成するための人間教育を重視した授業科目を開講している。

これまで、本学で学び、教員免許状を取得した多くの学生を幼稚園・小学校・中学校・高等学校の現場へ輩出してきたが、昨今、技術の進歩や社会状況の変化の影響を受けて、学校教育を取り巻く環境は大きく変わってきている。これからの本学の教員養成を考えていく上で、これまでの教職課程を継続していくだけでなく、日々変化する時代の中で、教職課程の自己点検・評価の取組を通じて、適切に PDCA サイクルを回しながら、教職課程の改善・向上に努めていきたい。

基準 1 教育理念・目的【2022 年度点検・評価結果（参考）】**※実施間隔：4 年に 1 回（次回 2026 年度実施予定）**

記載責任者：教職支援センター長 林 正幸

(1) 現状説明 先駆性や独自性のあるもの、有意な成果がみられるものなど、長所・特色のある取り組みがあればあわせて記載してください。

点検・評価項目：大学における教員養成の目的、教員養成課程において養成したい教員像が明確に示されており、その達成のために必要な計画が適切に設定されているか。

- 評価の視点①：教員養成の目的、養成したい教員像が明確に設定されているか。
 評価の視点②：大学の所在する都道府県・政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標との関係性の考慮が行われているか。
 評価の視点③：一人一人の学生が教職課程での学修を通じて得た自らの学びの成果（以下「学修成果」という。）や自己点検・評価の結果、社会情勢や教育環境の変化等を踏まえた適切な見直しが行われているか。
 評価の視点④：教員の養成の目標の達成状況を明らかにするための情報が適切に設定されており、その達成状況が適切に示されているか。

【教員養成の目的および養成したい教員像】

教員養成の目的は、仏教精神に基づく教育を行うという建学の理念(学則第 1 条)に基づいており、各教職課程においては、各学部学科等の人物養成の目的(学則第 3 条の 2 第 2 項、第 5 条第 3 項)と関連づけて養成したい教員像が明確に設定されている(1)。

【教育委員会の策定する教員育成指標との関係性の考慮】

本学は、京都地区大学教職課程協議会(京教協)に加盟し、京教協と京都市教育委員会が運営する京都市教員養成連絡協議会にも参加している。『履修要項 2021』に「大谷大学教員養成課程の指針」および「大谷大学教職課程の心得」を掲げているが(2)、これらは、京都市教育委員会の教員育成指標における「採用時の姿」と響き合う内容である(3)。このため京都市教育委員会の策定する教員育成指標との関係性の考慮が行われているといえる。

【学修成果や自己点検・評価、社会情勢の変化等を踏まえた適切な見直し】

学生の学修成果をふまえた見直しについては、教科教育法における少人数指導の導入など教育方法の改善、教職支援センターとキャリアセンターが連携した教職希望者へのキャリア相談や教職講座の開催などがあげられる(4)。社会情勢や教育環境の変化をふまえた見直しについては、直近の再課程認定以降、総合学習や外国語、ICT 活用能力の向上に関して適切な教職課程の見直しを行った(5)。

【教員養成目標の達成状況】

教員の養成の目標の達成の状況を示す情報は、教職課程を構成する授業科目(教職科目)の到達目標として個別に示されているが、教職課程全体としての教員の養成の目標が設定されていない(6)。

(2) 問題点（改善すべき事項） 改善策がある場合は、その計画も記載してください。

【教育委員会の策定する教員育成指標との関係性の考慮】

京都市教育委員会の教員育成指標との関係性は考慮されているが、本学教職課程における具体的な「教員養成指標」が設定されていないことから、本学教職課程における「教員養成指標」を次年度までに作成し、ループリック形式の「到達度評価表」と

リンクさせて活用する。

【教員養成目標の達成状況】

教員の養成の目標の達成の状況を示す基準（「到達度評価表」）を定める必要があるため、教員養成の目標の到達状況を示す「到達度評価表」をループリック形式で作成する。教員用はシラバスにおける授業の到達目標、成績評価基準として活用し、学生用は履修カルテと関連づけて学生自身が到達度を知る基準として活用する。

（３）総評

大学における教員養成の目的および養成したい教員像は明示されており、教育委員会の策定する教員育成指標との関係性も考慮されている。また学修成果や自己点検・評価、社会情勢の変化等を踏まえた、教職課程の適切な見直しも行われている。

ただし、具体的な「教員養成指標」が未設定であり、教職課程全体としての教員養成の目標が設定されていないので、本学教職課程における「教員養成指標」を設定し、教員養成の目標の達成状況を示す基準（「到達度評価表」）を定めるなどの取組を早期に行うことが望まれる。

（４）根拠資料

基準・項目	根拠番号	根拠資料の名称
1 ①	(1)	『履修要項』（2021年度版 I.履修要項「第1章 教育研究目的」）
1 ②	(2)	『履修要項』（2021年度版 II.資格の取得「教職課程」）
	(3)	京都市教育委員会 HP「京都市教員等の資質の向上に関する指標」
1 ③	(4)	2021年度 キャリア支援案内（教員採用試験受験対策講習）
	(5)	様式第2号（2021年度 最新版）
1 ④	(6)	2021年度 授業シラバス（教職専門科目、教育実践科目）

基準 2 組織・運営体制

記載責任者：教職支援センター長 林 正幸

(1) 現状説明 先駆性や独自性のあるもの、有意な成果がみられるものなど、長所・特色のある取り組みがあればあわせて記載してください。

点検・評価項目：教職課程の内部質保証に繋がる取り組みが適切に行われているか。

評価の視点①：教職課程を実施していくための全学的な組織が置かれているか。
 評価の視点②：①の組織が中心となり、教職課程の実施、運営に必要な会議等が定期的
 に実施されているか。

【教職課程を実施する全学的な組織】

本学では、科目編成等の必要事項を定め、教職課程を円滑に運営することを目的として教職課程部会を設置している(1)。教職課程部会は教職課程の授業担当教員に加え、教職支援センターの事務職員により構成されており、教職協働で教職課程の実施にあたっている。加えて、教職課程の自己点検・評価を実施し、結果に基づき検証及び改善を行う組織として、教職課程運営委員会を設置し、両者が連携しながら大学全体の教職課程の適切な運営と改善に努めている(2)。

【教職課程の実施、運営に必要な会議等の実施】

昨年度に引き続き、教職課程部会では年4回程度、教職課程運営委員会では年2回程度の会議を実施している(3)。定例の審議事項だけでなく、緊急性の高い対応が発生するなどした場合、メール審議や臨時会議の招集など柔軟な開催に努めている。

(2) 問題点(改善すべき事項) 改善策がある場合は、その計画も記載してください。

【教職課程の自己点検・評価に係る継続的な取組】

教職課程の自己点検・評価に係る取組について、実施2年目となった2023年度も、全国私立大学教職課程協会(以下、全私教協)の手引きを使用せず、文部科学省の基準に基づき、本学独自の自己点検・評価を実施した。他大学の取組状況等については京都地区私立大学教職課程研究連絡会(以下、京私教協)の取り組みとして、お互いの自己点検・評価報告書を検討する「ピアレビュー」において、一部の大学の取組状況等の情報収集は出来ているが、さらなる情報収集を行い、実施体制の検証、改善が求められる。今後も教職課程部会、教職課程運営委員会の連携体制構築を進めるとともに適切な教職課程の運営を継続していく必要がある。

【課程を設置する学部・学科への積極的な情報発信】

教職課程部会内での情報共有、連携は適切に行われているが、教職課程を設置する各学部、学科等への情報発信をより一層円滑に行っていくことが期待される。教職課程の自己点検・評価の取り組みを通して、関係教職員の教職課程に係る法令やカリキュラム等に関する理解を進めているが、特定の教職員だけでなく、教職課程に係る教職員のFD・SDに繋がるような取組がどのような形式であれば可能かを検討していく。

(3) 総評

本学では、教職課程を実施していくための全学的な組織が置かれており、教職課程の実施、運営に必要な会議等が定期的実施されている。特に当該組織が中心となり、関係教職員間で教育実習や教員採用に係る内容等について、密に連携しながら対応を進めている点は評価することができる。非常勤講師の担当する科目に関して、担当者交代の時期や後任について情報共有を行う手だてがあるとさらに連携が強化できると思われる。

また、教職課程の内部質保証につながる取組は安定的に実施できており、点検・評価サイクルの一つの区切りとなる4年目に向けて、組織運営も点検・見直し等を検討することが求められる。

(4) 根拠資料

基準・項目	根拠番号	根拠資料の名称
2 ①	(1)	資格取得課程委員会規程
	(2)	教職支援センター規程
2 ②	(3)	教職課程部会 会議案内 (2023 年度 第 1～4 回) 教職課程運営委員会 会議案内 (2023 年度 第 1～2 回)

基準 3 教育環境

記載責任者：教職支援センター長 林 正幸

(1) 現状説明 先駆性や独自性のあるもの、有意な成果がみられるものなど、長所・特色のある取り組みがあればあわせて記載してください。

点検・評価項目：教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備が適切に整備され、授業科目において多様な学びをもたらす工夫がなされているか

評価の視点①：ICT（情報通信技術）環境（オンライン授業含む）、模擬授業用の教室、関連する図書など、教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備が整備されているか。

評価の視点②：授業科目の到達目標に応じ、少人数のアクティブ・ラーニングや ICT を活用した新たな手法を導入し、「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びをもたらす工夫が行われているか。

【施設・設備の整備状況】

本学では、4・5号館を中心に黒板（又はホワイトボード）やプロジェクターが備え付けられたスクールタイプの机配置の模擬授業教室を整備しており、教職課程の授業科目の実施において活用している。特に1人掛けの机・椅子など実際の学校現場の教室設備を模した模擬授業教室では、学生がよりリアルな授業体験を行うことが出来る。また、2022年度に電子黒板1台を新たに導入したが、その他の機器・設備についても教職支援センター職員がEDIX関西等に赴き情報収集を行ったり、学内の施設・設備管理の担当部署とも情報共有や意見交換を行った。その他にも1号館、2号館、慶聞館、尋源館、博綜館といった教室棟があり、それぞれ教室定員等に応じて情報機器やICT環境を整えている。さらにキャンパス内でのWi-Fi環境の整備も進められており、教職課程の授業を実施するほぼ全ての教室においてWi-Fiを使用したワイヤレス接続が可能となっている(1)。

また、教職課程関連書籍は学内図書館に加えて、教職支援センターに併設された資料室にも配架しており、授業内外での学生達の学びに役立てられている(2)。特に教職支援センターには、iPadやデジタル教材、教科書、指導書等の授業に必要な教材・教具を集約しており、授業担当教員や受講学生が活用しやすい環境が整えられている(3)。

【授業科目の到達目標に応じた多様な学びをもたらす工夫】

教職課程の授業科目については、教職専門科目、教育実践科目、教科専門科目、指導法科目、独自科目など多岐にわたるが、各授業科目の到達目標に応じて、授業形態や授業規模に即した適切な授業手法を用いながら、多様な学びをもたらす工夫がなされている(4)。

・ 教職専門科目

ICT機器等を備えた教室棟（慶聞館など）を中心に授業が行われており、授業実施に必要な施設・設備は適切に整備されている。各授業科目においては、各科目の学習到達目標に応じ、ICT機器等を活用したパワーポイントなどによる講義を基本としながらも、映像教材を適時使用したりワークシートを活用したりするなどして学生の学びを深めている。

また、受講者を少人数のグループに分けてディスカッションや事例研究を行う、課題を提示し調べ学習を行い発表する、学習指導案を作成する、振り返りレポートや質問・感想文を書くなど、学生の「見る」「聞く」「話す」「考える」「行動する」などの多様な学びを引き出し、学生の実践的かつ深い学びを導いている。

・ 教育実践科目

教育実習及び事前・事後指導、教職実践演習においては、受講者を少人数のグループに分けてグループ討論、ロールプレイング、模擬授業をはじめとしたアクティブ・ラーニングを取り入れるとともに、新たな教育課題や指導方法についても授業内容に取り入れるようにしている。また、教育実習指導において指導案の作成を課す回においては特にアクティブ・ラーニングの展開を指導案に入れるように指導している。さらに、各課題講義を通じてみえてくる受講者各位の習熟度の情報を共有化し、それらの情報を踏まえた指導を行っている(4)。

・ 教科専門科目

領域又は教科に関する専門的事項の科目では、「主体的・対話的で深い学び」となるアクティブ・ラーニングの手法を講義と組み合わせながら授業を展開している。

例えば、幼稚園教諭や小学校教諭の課程では、各授業の受講者が20～40名程度の少人数で構成されている。その中で、グループワークによる実験、実技、実習、グループによるディスカッション、発表等、アクティブ・ラーニングの手法を用いた指導が展開されており、学生が主体的に取り組み、学びの成果を共有している。また、ICT機器の活用は教員のみならず、学生の発表等にも活用されている(5)。

中学校・高等学校教諭の課程においては、授業科目によっては受講者が多く、授業内での各学生の発言やディスカッションの時間を確保するのが困難な場合もあるものの、コメントペーパー等を活用しながら受講者自身が授業内容を振り返り、自身の考えをまとめ、伝えることが出来るよう工夫している。また、グループ活動で調査を行い、調査結果をグループ発表させる授業科目等もあり、ICTを活用しながら主体的に活動する取組の促進を図っている(6)。

・ 指導法科目

各教科(保育内容)の指導法については、ペアやグループによるディスカッション、ディベート、模擬授業及び事後研究におけるグループワーク等、アクティブ・ラーニングの手法を用いた、主体的・対話的な学びにより思考の活性化が図られている。その中で、適宜振り返りや、他の授業と関連付けも行われ、各教科(領域)の知識と実践を体系的に学ぶことが出来るようカリキュラムが組み立てられている。また、ICT機器を活用した授業も実施されており、多様な学びをもたらす工夫がなされている(7)。

・ 66条の6・大学独自科目

語学では習熟度別、体育実技では種目別でクラスが分かれて授業が運営されている。また、情報リテラシーの授業は、ICT活用能力の基礎を身につけられるよう、情報処理教室で行われている。これらにより、学生自身による発音・発語、ディスカッションやICT機器の操作・活用の促進などが適切に行われている。

また、大学が独自に設定する科目において、本学は特に人権問題についての学修のため「部落史論」「反カースト運動論」「アイヌ民族と共に」「障害者・病者と共に生きる」の4科目を開講しており、「部落史論」では京都市内の被差別部落へのフィールドワークの実施、「障害者・病者と共に生きる」ではゲストスピーカーによる授業内講演、その他の授業科目においても毎回感想文の提出を行うなど、学生自身が各回の授業内容を振り返り、考えを深めるための工夫や、記載された内容から担当教員が受講生の理解度を把握し、授業内でフィードバックするなどの工夫が凝らされている。

(2) 問題点(改善すべき事項) 改善策がある場合は、その計画も記載してください。

【施設・設備の整備状況】

一部の教室設備は機器の導入からかなり時間が経過しているものも多く、現在の情報通信技術に対応していないものや、使用時の不具合が目立つものも出てきている。

また、オンライン授業を実施するための録画・配信環境などはごく一部の教室にしか設置されていないことから、教室の機器・備品の更新を進めるとともに、導入した新たな機材の積極的な活用を推進する。特に昨年導入した「ロイロノート」との組み合わせにより、模擬授業等で ICT を活用している事例も増えており、事例紹介や「利用ガイド」の整備を進めたい。また、引き続き、電子教科書等の配備についても検討していく。

【多様な学びをもたらす工夫】

模擬授業や演習等を行う科目においては、ICT の活用やアクティブ・ラーニングの取組が積極的に行われている一方で、いまだ教員による講義が中心となっている授業もある。受講者数等によっても限られた授業時間内に実施出来る内容には差があるものの、今後、各授業科目担当者がそれぞれの講義で行っている特色のある取組や ICT の活用事例や指導力について、教員間で情報を共有する機会や相互に確認する機会等を増やすなどして、先進的な取組や教育効果の高い取組を学内全体に共有していくことが必要である。また、ICT を活用した新たな授業手法を演習科目だけでなく講義科目でも補うことや、新しい教育課題を授業内容に加えていくなど、社会の変化に即して柔軟に対応していくためには、授業担当教員自身がこうした新たな情報等へアクセスしやすい環境を整えることも必要である。同時に、学生の ICT スキルの向上も課題であり、その指導法、あるいは 1 人 1 台端末が使用できるように必携化も検討していく必要がある。このような取り組みを進めていくために学内外での研修への参加や、研修参加者からの情報共有等を推進していく。

（３）総評

教職課程の授業科目については、各授業科目の到達目標に応じて、授業形態や授業規模に即した適切な授業手法を用いながら、多様な学びをもたらす工夫がなされている。ICT 環境の整備等が進められており、学生が模擬授業で iPad やデジタル教材、電子黒板などを活用する場面も増えてきた。特に、学校現場でも使用されている授業支援システム「ロイロノート」の導入は評価できる。ただし、機器の更新も含め、教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備は概ね適切に整備され、適宜改善もされているが、引き続き通信環境の整備や、機器を活用するためのハード、ソフト両面の更新が必要な教室もあり、改善の余地がある。また、デジタル教科書の配備や教員の ICT スキル向上のための勉強会等の実施も検討する必要がある。

「少人数のアクティブ・ラーニングや ICT を活用した新たな手法を導入し、「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びをもたらす工夫」については、各授業科目において、それぞれの特徴を生かした取組も見られるものの、教員間で情報共有の機会を増やすなどして、先進的な取組や教育効果の高い取組を学内全体に共有し、新たな情報等へアクセスしやすい環境を整える必要がある。また、学生の ICT スキル向上も課題であり、その指導法も検討していく必要がある。

（４）根拠資料

基準・項目	根拠番号	根拠資料の名称
3 ①	(1)	教室設備等設置一覧表
	(2)	大学 Web サイト「教職支援センター」 (https://www.otani.ac.jp/study_support/teacher-training_support_center.html)
	(3)	教職支援センターの教材について（最新版）

3 ②	(4)	2023 年度 授業シラバス (教育実践科目)
	(5)	2023 年度 授業シラバス (教科専門科目)
	(6)	2023 年度 授業シラバス (教科専門科目)
	(7)	2023 年度 授業シラバス (指導法科目)

基準 4 教育課程

記載責任者：教職支援センター長 林 正幸

(1) 現状説明 先駆性や独自性のあるもの、有意な成果がみられるものなど、長所・特色のある取り組みがあればあわせて記載してください。

点検・評価項目 1 : 教職課程認定基準に従い、教育課程を適切かつ体系的に編成しているか

- 評価の視点①：法令及び教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と対応し、必要な授業科目が開設されているか。
- 評価の視点②：教職課程以外の科目との関連性が適切に確保されているか。
- 評価の視点③：法令、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへの対応が図られているか。
- 評価の視点④：ICT活用指導力を身に付けるため、各教科の指導法などにおいて、その到達目標や学修量が適切な水準となっているか。
- 評価の視点⑤：教員の採用を担う教育委員会や各学校法人と適切に連携・交流を図り、地域の教育課題や教員育成指標を踏まえた教育課程の充実や、学生への指導の充実につなげることができているか

【教職課程に係る授業科目の開設状況】

本学では、文部科学省への教職課程認定申請において、教職課程を設置する学部・学科等の教員養成の理念・構想を明らかにし、その目標を達成するために必要なカリキュラムについて、関係法令に従い、必要な授業科目を開設している(1)。また、各学部・学科等においては、それぞれの特色を生かした学科専門科目や全学共通開設科目等と関連させながら、教職課程を履修する学生の豊かな学びに繋がるカリキュラムが組まれている(2)。なお、2022年度には全学的な取り組みとして、「卒業認定・学位授与の方針(以下、DP)」の見直しが行われ、各学科等ごとにそれぞれが開設する授業科目とDPに示すコンピテンスとの関連が可視化された。今後も教職課程の編成において、各学科などのDP、教育課程編成・実施の方針(以下、CP)との関連を意識しながら、適切なカリキュラムの検討を進める。(3)

・ 文学部 真宗学科

真宗学科の学科専門科目では、親鸞思想とその背景及び展開、また現代社会における親鸞思想の意義を学ぶなど、親鸞思想に基づく人間教育を行い、あらゆる人々を敬い、共に生きる社会の構築を目指す人物の養成を目的とした授業科目を開設している。宗教科の教科に関する専門的な知識の修得だけでなく、文献の講読や現代社会の諸課題について仏教・真宗の視点から考える演習等を通して、宗教的情操を備えた教員の養成を目指している。

・ 文学部 哲学科

哲学科では、仏教精神に基づく教育・学術研究という理念のもと、人間や社会、思想や心理など様々な事柄を問い直し、その意味をあらためて説き明かそうとする文献講読や演習での議論、対話を通して、論理的思考力を磨き、個々の問題と向き合い粘り強く考え抜く力を身に付けることが出来る。また、全学共通科目の「英語」「初修外国語」といった語学科目を履修する中で、欧米の哲学を学ぶ際に必要な語学力を身につけ、多様な言語世界に形成される価値多元的な社会を理解する教員の養成を目指している。

・ 文学部 歴史学科

歴史学科では、学科専門科目として日本史・東洋史・西洋史の各分野を中心に、美

術史・考古学・地理学などの関連する科目、さらに広く法学・政治学・国際関係などの社会科学分野の科目を配置している。教職課程の科目以外にも、これと関連性の深い、専門的な内容を持つ講義・演習的内容の授業等が幅広く設置されており、これらを履修することにより、高度で専門的な知見や、それを踏まえた授業展開を可能とする豊かな知見を身に付けることができるように配慮されている。

・ 文学部 文学科

文学科では、第1学年と第2学年で受講する必修科目の「文学科演習Ⅰ」、「文学科演習Ⅱ」において、日本古典文学、日本近現代文学、中国文学をすべて学修できるよう授業が構成されている。これにより、学生は国語科教員として必要な全般的な知識が体得できるとともに、「調べる」、「考える」ことが必要なレジュメを作成して、プレゼンテーションを行うことで、「思考力」、「アウトプット力」の習得にも資することができる。その他の学科専門科目は、古典文学分野、近現代文学分野、中国文学分野、国語学分野などの授業科目が開講されており、教職課程と学科専門科目との連関が確保されている。

・ 教育学部 教育学科 初等教育コース

初等教育コースでは、小学校教員に必要な教職や教科に関する科目に加えて、学科専門科目として教育学系科目や心理学系科目、人権系科目を配置している。また、学校ボランティアや地域連携に関する参加型科目で他者と協働する力を育み、「仏教と教育」や「教育人間学」での学びを通して、慈しみの心に基づく宗教的情操を培うことで人間性豊かな教員の育成に繋がっている。また、理数系教育や特別支援教育に関する科目も開講しており、時代の変化に柔軟に対応し、高度な教育技術を有する資質の高い教員の養成を目指している。

・ 教育学部 教育学科 幼児教育コース

幼児教育コースでは、学科専門科目の履修によって人間についての見方・考え方の探究を基盤とし、理論的学びと体験的学びを結びつけながら、知識や技術を習得し、総合的に遊びを指導するための実践力へと昇華する学びの過程をカリキュラム構成の核にしている。現場体験と関連させて知識・技術を学ぶことで、幼児の興味関心と諸活動を有機的に結びつけて遊びの展開を指導できる実践力を身につけるとともに、特別支援教育に関する科目、子育て支援活動、地域連携に関する体験型科目を開講し、子どもを取り巻く社会問題を理解し、他者と協働する力や企画運営する力を身に付けた教員の養成を目指している。

・ 国際学部 国際文化学科

国際文化学科では、英語や英語圏文化についての知識を段階的・発展的に深め、フィールドワークやアンケート調査、語学研修での交流を通じて語学力の向上を図り、英語科教員に求められる知識やスキルの修得に向けた関連のある科目群を配置している。特に第1学年に、多言語・多文化への視野を広げる共通基礎科目を置き、学年進行に従い高度で専門的な内容へ段階的に学科専門科目が配置されている。英語圏に加えて、ヨーロッパやアジアなど世界の多様な地域文化の理解や社会科学的科目群によりマクロの視点からグローバル化社会の理解を促す科目設置により、より良い国際社会を形成する教育者の育成を目指して、教職課程との関連性が適切に確保されている。

・ 大学院 人文学研究科

人文学研究科においては、各専攻（真宗学専攻、仏教学専攻、哲学専攻、仏教文化専攻、国際文化専攻、教育・心理学専攻）で学ぶべき高度な専門科目が構成されている。これらの授業科目は「大学が独自に設定する科目」として教職課程を構成する授業科目（A）と、高度な専門科目である教職課程以外の授業科目（B）との共通部分

($A \cap B$) をなしており、両者を堅く結ぶリンクとして機能している。こうしたリンクの存在が、教職課程を構成する授業科目と、教職課程以外の授業科目との関連性をもつ特色を形作っている。

【教員養成目標及び法令、学習指導要領、教職課程コアカリキュラムへの対応】

本学では、認定を受けた教職課程において、関係法令の改正や学習指導要領の改訂に従い、適切にカリキュラムや授業内容の見直しを行っている。コアカリキュラムが策定された法科目区分において開講する授業科目については、コアカリキュラム対応表等により、適切に授業内容とコアカリキュラムの対応関係を確認した上で授業科目を開講している(4)。

・ 教職専門科目

各授業科目において、教員養成目標や学習指導要領、教職課程コアカリキュラムに従い学習到達目標が設定され、シラバスにおいて授業を通して身につく力を態度、知識・理解、関心・意欲、思考・判断といった視点から示している。また、新たな教育課題や教育内容（ICT活用や特別支援教育、総合的な学習（探究）等）を取り扱う授業科目においても必要な学修量が確保されるよう、授業科目の内容や単位数を設定し、対応している。

・ 教育実践科目

いずれの授業科目でも教育目標、育成すべき資質・能力を捉えた授業計画が作成され、授業が行われている。教育実習生として学校の教育活動に参画する意識を高める、成果と課題を振り返り、後輩へつなぐ等、教職課程コアカリキュラムに示されている全体目標、一般目標と対応した内容となっている。特に教育実習指導においては、年間計画に教職実践に向けて必要な不易な部分と現在の教育課題に応じた部分を取り入れ、毎年度、計画の見直しを行っている。

・ 教科専門科目

それぞれの学校種・教科の学習指導要領に示された目標、内容、全体構造が理解できるよう授業計画が作成され、授業が行われている。幼稚園・小学校教員を養成する教育学部においては、指導法科目とも関連させながら、具体的な保育・授業場面を想定した教材研究や個々の学習内容への理解が進むよう、工夫されている。中等科教職課程においては、法令に定められた事項ごとに一般的包括的内容を含む授業科目を中心としながら、各教科の教員として身につけておかなければならない広範かつ深奥な知識の習得及び「読む・聞く」というインプットから「考える・調査する」という理解や考察に繋がり、「書く・話す」というアウトプットに至るというサイクルが体得できる授業科目が開講されている。

・ 指導法科目

指導法科目においては、教員養成目標や教職課程コアカリキュラムに示された全体目標、一般目標、到達目標に応じて、具体的な授業（保育）を想定した授業設計と学習指導案の作成から、教材研究、模擬授業（保育）の実践、振り返りまでを体系的に学ぶことが出来るよう、授業が実施されている。また、模擬授業においては、積極的に ICT を活用した実践を進めており、実践を通して各教科の特性に応じた効果的な ICT の活用法について受講生の理解が深まるよう工夫している。

・ 66 条の 6・大学独自科目

法令に従って必要な授業科目を開講するとともに、本学の教員養成目標を達成する上で必要となる宗教的情操を培う「仏教と教育」を全ての教職課程において開講している。また、ICT活用やインクルーシブ教育、人権教育など、現代社会において教員に

求められる幅広い知識を修得するために多様な授業が実施されている。

【ICT 活用指導力の向上を目指す取組】

各教科（保育内容）の指導法では、学校現場での ICT 活用方法と現状に関する基礎知識の習得を図り、視聴覚設備と PC や iPad 等の機材を使用して ICT 活用指導に関する演習を行っている。演習や模擬授業での ICT 活用体験を経て、教育実習等で想定される基本的な ICT 活用に対応できる力の育成を目指しており、幼一免では 5 科目 10 単位、小一免では 10 科目 20 単位、中一免・高一免では 2～4 科目 4～8 単位の指導法科目を必修として必要な学修量を確保している。また、教職実践演習においても、ICT を活用した模擬授業を取り入れており、指導力・実践力の向上が図られている (5)。

【教育委員会等との連携・交流】

本学では、京都地区大学教職課程協議会に加盟しており、同協議会を通じて京都府、京都市をはじめとした近隣自治体の教育委員会と連携・交流を図っている (6)。また、本学独自の取組として、例年 2～3 月頃に教員採用や学生ボランティアの受入等でお世話になっている近隣自治体の教育委員会へ教職アドバイザーが直接訪問するなどし、各地域の教育課題や教員養成における本学の状況について意見交換を行うことで、適切に連携・交流が図られるよう取り組んでいる (7)。(2020 年度以降は COVID-19 拡大に伴い、教育委員会への訪問は控えている。) また、学内での教員採用試験、教師塾等の説明会実施や、採用募集に係る情報交換を近隣の教育委員会や学校法人（私立学校）と定期的に行っており、そこで得られた情報を学生指導に生かしている。

点検・評価項目 2 : 教員の養成の目標に基づき、各授業科目において適切な到達目標等を設定し、学生に示されているか

- 評価の視点①：学部・学科等において養成したい教員像に基づき、適切に授業科目の目的と到達目標が設定されているか。
- 評価の視点②：授業科目の目的、到達目標達成のために必要な授業内容、方法、計画が設定されているか。
- 評価の視点③：授業科目の目的と到達目標、内容と方法、計画、成績評価基準、準備学習がシラバスに明記されているか。

【シラバスの対応状況】

本学では、学部・学科等において養成したい教員像や教職課程コアカリキュラム等に基づき、各授業科目において授業の目的や到達目標が設定され、到達目標達成のために必要な授業内容、方法、計画と成績評価基準が授業シラバスに示されている (8)。また、各授業回の準備学習の内容、時間等もシラバス内に示され、受講生は大学のポータルシステム（UNIVERSAL PASSPORT）から各授業科目のシラバスを確認出来る。

また、各担当教員が作成した授業科目のシラバスについては、学部・学科等のカリキュラム編成チームによる「シラバス第三者チェック」を実施しており、各項目の記載内容が適切かを確認し、適していない場合は担当教員への修正依頼を行っている (9)。

【学修成果のフィードバック】

2023 年度よりシラバスに「課題（試験やレポート等）に対するフィードバックの方法」欄が設けられたことで、教員は学生に対して講評や評価コメント、アドバイス等のフィードバックをこれまで以上に意識し、行うようになっているが、そのフィードバックの活用方法の提示やフィードバックを受けて、改善が見られるか等の検証を行う必要がある。(10)

点検・評価項目 3 : 学生の能動的な学びに繋がるよう、効果的に教育が実施されているか

- 評価の視点①：シラバスに示された授業内容、授業計画に基づき、適切に授業が運営されているか。
- 評価の視点②：効果的に教育を実施する上で、適切な授業科目の形態（講義、演習、実習）、受講者数等が設定されているか。
- 評価の視点③：複数の教職課程を通じた全学共通開設の科目について、本学の強み・特色をいかした授業科目が編成されているか。
- 評価の視点④：教職実践演習、教育実習（学校体験活動含む）は、事前指導・事後指導を含め、大学の主体的な関与の下で適切に行われているか。
- 評価の視点⑤：教育課程を充実するために学外の多様な人材を実務経験のある教員又はゲストスピーカー等として活用することができるか。

【適切な授業運営を目指す取組】

授業科目の形態や受講者数については、当該授業科目の内容や特性に応じて開設学部・学科等が設定し、教育推進室会議等により検討の上、決定している。各授業科目は、シラバスに示した授業内容及び授業計画に基づき実施されるが、適切に授業が運営されているかについては、受講生による「授業評価アンケート」（基準 7 点検・評価項目 1 を参照）によって、 Semester ごとに確認されている (11)。

【本学の強み・特色を生かした全学共通開設科目】

本学の特色である「仏教教育」や「人間学」をいかした「仏教と教育（中・高）」を全学共通科目（教育学部は「仏教と教育（初等）」）として開講している他、人権問題を取り扱う「部落史論 1、2」「アイヌ民族と共に」「障害者・病者と共に生きる」「反カーブスト運動論」といった科目を全学共通開設し、初等・中等ともに必修科目としている (12)。こうした本学の強み・特色を生かした授業科目の履修により、宗教的情操を備えた教育者の養成という本学の教員養成の目標達成に繋がるとともに、現代社会において様々な背景を持つ人々に寄り添うことが出来る人物を育てている。

【教育実習等における大学の取組】

教職実践演習や教育実習において、演習や模擬授業と振り返り（受講生同士のディスカッションや授業担当教員からの講評）、現場経験を有する外部講師を招聘しての特別講義を通して教員としての資質・能力の向上を図っている (13)。また、教育実習においては、授業担当教員はもとより、教職課程を有する学部・学科等の専任教員で構成される資格取得課程委員会「教職課程部会」の部会員が協力して事前・事後指導にあたる (14)。さらに実習期間中は、教育実習先への訪問指導を原則としているが、実習校の都合等で訪問が難しい場合も、電話・メール等により実習校及び受講生と大学教員が連絡を取りながら指導を行っている。

【学外の多様な人材の活用】

本学では実務経験のある教員を複数名、教職課程の担当者として配置しており (15)、「各教科の指導法」や「教育実習（教育実習指導）」、「教職実践演習」等で担当教員の教育経験に基づく実践的な学びを提供し、学生の主体性を育てる授業づくりがなされている。また、複数の授業において現職教員や教育委員会からゲストスピーカーを招聘し、受講生が教育現場の生の声を聞くことができる機会も提供しており、教員としての基礎と教育現場の実際を学び、教員としての資質・能力を高める工夫を行っている。

特に中等科の教育実習指導においては、各学生の実習教科ごとに本学卒業生を中心としたゲストスピーカーを招聘し、授業実践における工夫や教育実習に向けたアドバイスをいただくなど、リアルな教育現場の声を聞いて成長できる機会を提供している (16)。

(2) 問題点 (改善すべき事項) 改善策がある場合は、その計画も記載してください。**【カリキュラムや授業内容の見直しに関する取組】**

各授業科目において、本学の特色ある学びを一層明確にできるような専門的な分野を幅広く教授するため、学部・学科等において適切に点検・改善を続けていく必要がある。その一環として 2025 年度の制定を目指している本学の「教員養成指標」や「教員養成到達度評価表」の具体的な内容の検討及び精査が急がれる。次年度も引き続き情報収集や準備委員会で作成に向けた取り組みを進めていく。また、演習・実習科目等で行われているアクティブ・ラーニングやグループワーク等により、課題発見力や課題解決能力の育成に携われる教員を目指し、実践的体験が積めるよう、より多くの授業において「主体的・対話的で深い学び」が展開できるように授業形態等を各学部・学科において検討していく。また、少人数のグループワークにおいては個々の学生に主体的な参加を促し、学びの質に差が生じないように授業時間内において取り組み状況を把握し、支援する必要がある。さらに、小中一貫校、中高一貫校等の学校編成の拡大や小学校における教科担任制の導入といった社会的な動きを踏まえ、希望する校種以外の理解につながるカリキュラムやシラバス工夫も検討する必要がある。

【ICT 活用教育事例の検証と授業における実践】

情報通信技術の進歩や GIGA スクール構想の推進により、学校現場での ICT 活用が進む中、授業担当教員が研修等により最新の教育事例を検証し、授業に取り入れていくことが不可欠である。あわせて、ICT を活用して実施された教育活動の効果を測定、検証する仕組みの構築を検討する必要がある。また、電子黒板やタブレット端末を使用した授業実践において、今後はデジタル教科書の積極的な使用も含めて取り組む必要がある。大学において、紙の教科書・指導書に加えて、指導書付属のデジタルコンテンツは導入されているが、デジタル教科書についても導入を進めていく。

【教育委員会の定める教員育成指標の活用】

各教育委員会の定める教員育成指標について、大学での授業等で積極的に活用するまでに至っていない。各教育委員会の定める教員育成指標における「採用時の姿」(例：京都市教育委員会)を意識した教員養成、学生指導に取り組む必要があり、今後は教育実習指導や教職実践演習など、特に学校現場に向かう直前の学生指導において、積極的な活用を目指す。

【授業の準備学習への取組】

授業評価アンケート集計結果を見ると、予習・復習に十分に時間を確保できていない学生もいる。一部、授業科目のシラバスでは、予習・復習等の準備の内容が大まかに示されているものも多く、可能な限り、授業回に合わせて具体的に準備学習の内容を記入することで、受講生の能動的な学びに繋げていくことが必要である。

【適切な受講定員の設定及び授業方法の検討】

受講者数について、当初の想定より少人数になることや定員超過が発生することがある。個々の学生によって履修状況が異なるため、受講者数に一定の変動があることはやむを得ないが、学生に「モデルカリキュラム」を示すなどして、受講者数の大幅な増減が生じないようにする。また、受講者数に応じて ICT を活用するなど授業方法を工夫し、受講生が主体的に学習に取り組む授業を実施していく。

【STEAM 教育への対応】

これまで本学の強み・特色を生かした全学共通開設科目を開講してきたが、現代社会において求められている STEAM 教育等の新たな教育分野の内容を取り入れていくことも必要である。現在、全学共通科目として開設している 66 条の 6 においては、「情

報機器の操作」のみを必修科目としているが、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」の開設及び必修化を進めるべく、学生の学びの質保証及び教育の推進に資することを目的とした「教育推進室」にて検討を開始し、2025年度の開設を目指す。

【学外の多様な人材との関わる機会の拡大】

中等科の教育実習では、年度によって実習参加者が非常に少数となる教科もあり、他の教科と同様（ゲストスピーカーによる教科別事前指導）の学習機会を提供するのが難しい場合があるため、関係学校の協力を得ながら、大学へゲストスピーカーを招いての特別講義だけでなく、授業見学や学校ボランティアに準ずる活動などを通して、現職教員からのアドバイスが得られる機会を検討する。

（３）総評

教職課程に関わる授業科目は、教職課程以外の科目との関連性が適切に確保され、教職課程認定基準に従い、教員養成の目標、当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへの対応が図られ、適切に開設されている。

また、教職課程の充実に向けて、ICT活用指導力の向上や教育委員会等との連携・交流についても適切に取り組まれているが、引き続き改善計画に示された各事項への対応を進め、ICT活用教育事例の検証と授業における実践、STEAM教育への対応、学外の多様な人材との関わる機会の拡大など教育課程のさらなる充実を図る取組の推進が期待される。

2025年度の制定に向けて、本学教職課程における「教員養成指標」を具体的に設定し、それに基づく各授業科目の到達目標の達成状況を示す基準（「到達度評価表」）を定め、教職課程における各授業科目の担当者間で共有し、授業の到達目標や成績評価基準を設定する必要がある。

（４）根拠資料

基準・項目	根拠番号	根拠資料の名称
4-1 ①②	(1)	様式第2号（2023年度 最新版）
	(2)	『履修要項』（2023年度版 II.資格の取得「教職課程」）
	(3)	「卒業認定・学位授与の方針（DP）」の見直しについて（ご報告）（2022年6月15日教授会資料）
4-1 ③	(4)	教職課程（外国語）コアカリキュラム対応表
4-1 ④	(5)	2023年度 授業シラバス（指導法科目）
4-1 ⑤	(6)	京都地区大学教職課程協議会 2023年度年間活動概要
	(7)	稟議書（2019年度 第315号）※挨拶訪問出張上申
4-2 ①②③	(8)	2023年度 授業シラバス（教職専門科目、教育実践科目、教科専門科目、指導法科目、66条の6、大学独自科目）
	(9)	シラバス第三者チェックについて（ご依頼）（2023.2 配付）
	(10)	2023年度授業担当科目シラバスの入力について（ご依頼）
4-3 ①②	(11)	授業評価アンケート結果報告書（2023年度前期・後期）
4-3 ③	(12)	『履修要項』（2023年度版 II.資格の取得「教職課程」）
4-3 ④	(13)	2023年度 授業シラバス（教育実践科目）
	(14)	様式第5号

4-3 ⑤	(15)	大学 Web サイト「教員一覧」 https://www.otani.ac.jp/kyouin/index.html
	(16)	2023 年度 中学校・高等学校教育実習教科別事前指導の開催について (掲示)

基準 5 学修成果の把握・可視化

記載責任者：教職支援センター長 林 正幸

(1) 現状説明 先駆性や独自性のあるもの、有意な成果がみられるものなど、長所・特色のある取り組みがあればあわせて記載してください。

点検・評価項目：授業の到達目標に即した成績評価の基準が明らかにされており、複数の教員により開講される授業科目等においても成績評価の平準化が図られているか

評価の視点①：授業科目ごとに定められている到達目標に即して、その達成水準と成績評価の関係等が明らかにされているか。

評価の視点②：複数の教員が分担して開講している授業科目において、成績評価の平準化を図ることができているか。

評価の視点③：各授業科目の到達目標に照らしてできるだけ定量的又は定性的に達成水準を明らかにし、厳格かつ公平に成績評価が行われているか。

【授業シラバスの公表及びシラバスチェック体制】

本学では、授業シラバスに授業の到達目標が明示されており、その達成度を明らかにするために行う成績評価方法、基準等をシラバス内に示している(1)。また、毎年度カリキュラム編成チームによるシラバスチェックを実施しており、授業科目ごとに適切に到達目標が設定され、その目標に即した成績評価の基準が明らかにされているか確認を行っている(2)。

【成績評価の平準化及び公平性の担保】

複数教員が担当する授業科目においては、授業開始前に担当教員間で打合せを行い、評価基準等の共通理解を図ることや、対面・オンライン（メール等）により、担当教員間で授業に関する情報共有を密に行うこと、必要に応じて主担当教員が各担当教員に評価に関する問い合わせや確認をするなどして、成績評価の平準化を行っている。また、各授業のシラバスには達成水準を測定する手法とその配点を明確にしており、授業科目の到達目標に即した成績評価の基準が定性的かつ定量的に明示されている。これにより、各授業科目の成績評価は厳格かつ公平に行われているが、受講生が自らの成績評価について確認したい場合は、各セメスターに成績評価に関する問い合わせ期間を設けており、より公平性が担保される取組がなされている(3)。

【学修成果の可視化】

2023 年度より大学のポータルシステム（UNIVERSAL PASSPORT（以下 OTANI UNIPA））に、これまで履修した授業の成績評価によって、各ディプロマポリシーのコンピテンズの学修度がレーダーチャートで表示される機能「学修ポートフォリオ」が導入され、学生が自身の学修成果をより詳細に確認できるようになった(4)。

(2) 問題点（改善すべき事項） 改善策がある場合は、その計画も記載してください。

【受講生自身の学修到達度理解の促進】

成績評価方法・基準等は明記されているものの、具体的な記述になっていないものや評価する内容が捉えにくいものが見受けられる。また、実際の成績評価結果や学修ポートフォリオ機能から受講者自身が自らの達成度を正確に理解出来ているのか検証する必要がある。各学年で記載している履修カルテでの自己評価などから、受講者自身が自らの学修成果を把握し、学習に取り組むことが出来ているかを確認するだけでなく、授業担当教員と広く共有出来る仕組みを検討する。

【授業科目ごとに定める到達目標の達成水準の明確化】

概ね全ての授業科目において、授業ごとに定める到達目標の達成水準が明確に示されているが、成績評価については各授業担当教員に一任されており、授業科目によっては達成水準と成績評価の関係が、授業シラバスを一読しただけでは受講生に伝わらない内容となっているものも見られる。2025年度の制定を目指している本学教職課程における「教員養成指標」及びそれに基づく「教員養成到達度評価表」を各授業科目の担当者間で共有し、授業の到達目標や成績評価基準を設定する必要がある。次年度も引き続き、作成に向けて情報収集や準備委員会での検討、素案の作成や精査など、段階的な作業を進めていく。

(3) 総評

複数の教員により開講される授業科目等においては、担当教員間で打合せを行い、評価基準等の共通理解を図ることや、対面・オンライン（メール等）により、担当教員間で授業に関する情報共有を密に行うなどして、成績評価の平準化が図られている。ただし、教員が単独で担当する授業科目の到達目標や成績評価は、各授業担当教員に一任されている状況も散見される。

また、学修成果の把握・可視化の取組において、各授業科目の到達目標とその達成水準を明確に示す上で、2025年度に向けて、本学教職課程における「教員養成指標」を具体的に設定し、それに基づく「教員養成到達度評価表」を定め、教職課程全体で共有された到達目標や成績評価基準を設定する作業を進めている。また、受講者自身が自らの学習達成度を正確に理解・確認するための取り組みとして、OTANI UNIPAに「学修ポートフォリオ」が導入されたことで学生が学修成果をより詳細に確認できるようになった。今後さらなる有効な活用が期待されると共に授業担当者で共有できる仕組みの検討が必要になる。

(4) 根拠資料

基準・項目	根拠番号	根拠資料の名称
5 ①	(1)	2023年度 授業シラバス（教職専門科目、教育実践科目、教科専門科目、指導法科目、66条の6、大学独自科目）
	(2)	シラバス第三者チェックについて（ご依頼）（2024.2 配付）
5 ②③	(3)	『履修要項』（2023年度版 I.履修要項「第4章 成績評価」）
	(4)	OTANI UNIPA「学修ポートフォリオ」／利用マニュアル

基準 6 教職員組織

記載責任者：教職支援センター長 林 正幸

(1) 現状説明 先駆性や独自性のあるもの、有意な成果がみられるものなど、長所・特色のある取り組みがあればあわせて記載してください。

点検・評価項目：課程認定基準に従い、適切に教職員が配置されているか。

評価の視点①：教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）で定められた必要専任教員数を充足しているか。

評価の視点②：担当授業科目に関する研究実績の充実を図る取り組みがなされているか。

評価の視点③：教職課程を適切に実施するため、事務組織を設け、必要な職員数を配置できているか。

本学では課程認定基準に定められた必要専任教員数を充足しており(1)、担当授業に関する教育実績の充実を図る取組として、研究成果や実践報告を発信する『大谷大学教職支援センター研究紀要』を発刊している(2)。各教員が所属する個別の学会等での活動に加えて、教職課程に携わる教員の研究成果や実践報告を発信する機会を提供することにより、非常勤講師を含む本学教職課程に携わる教員全体の研究実績の充実を図っている。また、教職課程及び教員養成に関する業務を適切に実施するため、教職支援センターを設置しており、教職課程に関する情報等が教職支援センターに集約されることで、学生指導や関係教員との連携などを密に行うことが出来ている。教職支援センターに係る事務の所管は学生支援部が担い、専任事務職員 2 名、その他 2 名の職員と教職アドバイザー 4 名を配置している(3)。

(2) 問題点（改善すべき事項） 改善策がある場合は、その計画も記載してください。

現在、本学で行われている取組を今後も継続していくことが必要であるが、より一層、教職課程に係る教職員の活躍を進める上で、『大谷大学教職支援センター研究紀要』の発刊に加えて、関係教員との研究成果報告の場を設けるなど紀要への論文投稿にとどまらない成果発表の機会を設けられるよう検討すること、教職課程に係る知識を得て、職員の専門性を高める研修の実施や学内外の研修への参加など SD 活動を推進することが考えられる。2023 年度も京教協や京私教協、全私教協の研究大会や研修会に一部の教職員が参加しているが、取組の継続、参加者の拡大も進める必要がある。また、職員の適切な業務体制構築のために蓄積された知識のデータベース化やそれをもとにしたマニュアル化も検討する必要がある(4)。

(3) 総評

教職課程認定基準で定められた必要専任教員数は充足されており、教職支援センターにて教職課程を担当する事務職員と教職アドバイザーを配置することで、学生指導や教職課程の業務がスムーズに行われている。『大谷大学教職支援センター研究紀要』などで担当授業科目に関する研究実績の充実を図る取組も適切になされている。また、教職員の専門性を高める研修の実施や学内外の研修には継続して参加できている。今後も、FD・SD 活動をより一層推進することにより、教職課程を適切に実施するための体制を維持していくことが求められる。

(4) 根拠資料

基準・項目	根拠番号	根拠資料の名称
6 ①	(1)	様式第 2 号（2023 年度 最新版）

6 ②	(2)	教職支援センター研究紀要（創刊号～第 17 号）
6 ③	(3)	教職支援センター規程
6	(4)	2023 年度開催案内通知（学外研修、研究大会）

基準 7 内部質保証・情報公開

記載責任者：教職支援センター長 林 正幸

(1) 現状説明 先駆性や独自性のあるもの、有意な成果がみられるものなど、長所・特色のある取り組みがあればあわせて記載してください。

点検・評価項目 1 : 教職課程の内部質保証に繋がる取り組みが適切に行われているか

- 評価の視点①：教育課程の編成において、学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか。
- 評価の視点②：個々の授業において、学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか。
- 評価の視点③：教職課程を担う教職員へのFD・SDの機会を確保出来ているか。
- 評価の視点④：個々の授業科目の見直しに繋がるよう、効果的な授業評価アンケートの作成・実施が行えているか。

【学修成果や自己点検・評価結果等の検証】

全学的な点検・評価の実施主体は「大学運営会議」であるが、学部は「教育推進室」、大学院は「大学院運営委員会」が随時、検証を行っている。また、個々の学部・学科においても各学部長・学科主任のもと、教育課程の内容、方法の適切性についての点検・評価を毎年行っている。各授業科目レベルの点検・評価は、「学生による授業評価アンケート」（以下、授業評価アンケート）を活用している(1)。

授業評価アンケートの結果については、学生に関する諸情報を収集及び統合し、分析・活用を推進することにより、教育改善に資することを目的とするインスティテューショナル・リサーチ室（以下、IR室）によって集約され、教育推進室、大学院運営委員会に加えて、本学の教育課程及び教育方法等の改善やFD活動を推進する「教務委員会」や学科主任に供している。各学科等における結果の検証や教育課程、授業内容の見直し等に関する取組は次のとおりである。

・ 文学部 真宗学科

2021年度から、学科内に学部自己点検・評価委員会（以下、委員会）を設置し、学科カリキュラム編成、学科開講科目シラバスの検証と確認、自己点検・評価報告書作成、学科の現状と課題を確認し学科に提起するなどの業務をおこなっている。学科内の教育課程の編成や変更についても、委員会が中心となって学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえ必要があれば原案を作成し、学科会議において決定する体制になっている。

・ 文学部 哲学科

授業担当者は、授業期間中の小レポートの提出や質問コメントを受けて、授業内容や指導方法の適否を判断し、授業改善に役立てている。特に小レポートは、学習内容の振り返りや関連するテーマの自主的研究の役割を果たしており、学生自らが自身の習熟の度合いを把握できる一方で、授業進行が適切か否かについての授業担当者へのフィードバックにもなっている。また、授業科目についての学生のフィードバックを全体的に把握するために、「学生による授業評価アンケート」の結果を活用しており、適宜、授業内容の見直し等を行っている。

・ 文学部 歴史学科

毎年行われる、学科におけるカリキュラムの見直しに際し、各分野の編成担当者を中心に、全教員による学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われている。個々の教員においても、授業評価アンケートの他にも、毎回の授業でのコメントペーパーの利用などを通じて学修成果や授業評価の状況

を把握するように努めている。この他、教授会後の全体での FD 研修において、学内外の諸先生方より報告等が行われていることを踏まえ、学科会議においてこれを話題として、相互の授業のあり方の改善に努めていることから、上記の FD 研修が、学科の教員の教育の質保証にも大変有効なものとなっている。

・ 文学部 文学科

各授業科目の担当教員は学生のリアクションペーパーや模擬授業の内容及び指導案、板書案、授業後の振り返り、授業中の発言等から毎時間の理解度、到達度、学修成果を点検し、自己評価を行っている。それを基づき、授業の改善を図るとともに、学生の提出物には適切な講評等を行い、学生自身が学修状況を把握できるようにしている。

・ 教育学部 教育学科 初等教育コース

初等教育コースの授業は、14～16 人程度のクラス単位で行われるものと学年全体 50 人程度で行われるものとの大きく 2 形態に分かれる。演習、概論、講義、実践研究、卒業研究と学年進行に伴って必要な科目が開設されているが、担当教員は学修成果を点検し、自己評価を行っている。また、授業評価アンケートを実施して授業改善策を検討している。

・ 教育学部 教育学科 幼児教育コース

授業科目ごとの点検・評価は、全学で実施している授業評価アンケートを活用し、その結果を各教員に示すことで授業改善に繋げている。また、GPA を学業不振の学生の把握と履修指導に用いている。GPA が低い学生については、指導教員による面談等で学生の生活状況や心理面の問題の把握に努め、コース会議において教員間で情報共有を図っている。指導教員とコースの各授業担当教員が連携することで、コース全体の教育活動が適切に行われるよう努めている。

・ 国際学部 国際文化学科

各授業担当教員は、学習到達目標で求められる力がどの程度身に付けられているのか、平常の提出物や授業ノートの記述確認やグループ活動への評価など通じて学修成果の把握から自己点検につなげ、また、客観的に授業評価アンケートの結果からニーズを把握し、教育課程の内部質保証に繋がるように適宜見直しが行われている。

・ 大学院 人文学研究科

自己点検・評価の結果や学修成果等については、大学院運営委員会にて結果の検証を行い、教育課程の編成や内容・方法についての見直しに繋げている。

【個々の授業科目における見直し、改善に向けた取組】

前述のとおり、授業科目ごとに実施される授業評価アンケートにおいて、各授業の担当教員は自らの授業の点検・改善を行っている。特に「授業内容や担当教員の授業運営について」の評価結果や自由記述欄の内容をもとに、受講生のニーズの把握や効果的な授業内容・方法等を検討している。

また、個々の授業科目の担当教員独自の取組として、授業内のディスカッションや振り返りレポート（コメントペーパー）等により、受講生自身が学修成果を捉えられるよう工夫し、学修の充実を図れるようにしている事例が見られる。大学全体での授業評価アンケートの取組と組み合わせることで、より効果的な点検・改善に繋がられている。

【教職課程を担う教職員の FD・SD の取組】

本学では、教職課程を担う教職員への FD・SD の機会を確保するため、加盟している京都地区大学教職課程協議会（以下、京教協）や京都地区私立大学教職課程研究連絡

協議会（以下、京私教協）、全国私立大学教職課程協会（以下、全私教協）の研究大会や研修会(2)への積極的な参加を促すとともに、教職員が参加した研修会等で得られた情報を教職課程部会等において関係教職員と共有することで学内関係教職員のFD・SDに繋げている。2023年度についても、各教協の研究大会、研修会に関係教職員が参加した。

【授業評価アンケートの実施】

本学の授業評価アンケートについては、全学を対象に各授業科目単位でセメスターごとに実施している。アンケートの設問については、Ⅰ.学年・課程、所属学部・学科、Ⅱ.あなた自身の授業への取組について（3問）、Ⅲ.授業内容や担当教員の授業運営について（9問）、Ⅳ.総合評価（1問）、Ⅴ.自由記述（授業の良かった点、改善すべき点など）を基本的には5段階評価で回答する形をとっている。また、「Ⅲ.授業内容や担当教員の授業運営について」の9問については、「説明能力に対する評価」（4問）、「授業結果に対する評価」（2問）、「授業運営に対する評価」（3問）から構成されており、授業担当者が日頃の教育活動の成果を確認し、今後の授業改善の参考資料として活用できる内容となっている(3)。

さらに、授業評価アンケートにおいて、特定の項目（学生の人格やプライバシーを尊重したかどうかを尋ねる項目）と総合評価が5段階評価のうち、2.5ポイント以下の授業科目については、カリキュラム担当教員から事情確認等を行っている(4)。

点検・評価項目2：大学の教職課程に関する情報公開が適切に行われているか

- 評価の視点①：教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報が適切に公開されているか。
- 評価の視点②：大学が必要な資質・能力を備えた学生を育成できているかどうかを、エビデンスとともに説明できているか等。
- 評価の視点③：根拠となる資料やデータ等を示しつつ、わかりやすい自己点検・評価の評価書を公表することができているか。

本学では大学Webサイトにおいて、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報を公開している(5)。また、大学Webサイトでの公表に加えて、大学紹介冊子等でも数値データと共に公表しており、広く本学の教職課程に関する情報公開を公開できるよう努めている(6)。本学における教員養成の理念に基づき、必要な資質・能力を備えた学生を育成することで、教員採用試験の合格や教育現場で講師としての任用に繋がっている(7)。

なお、教職課程自己点検・評価については、2022年度より教職課程運営委員会を立ち上げ、教職支援センター及び教職課程運営委員会が中心となり、教職課程を有する全ての学部・学科等又は設置認可を受けた学校種・教科等ごとに点検・評価を実施し、大学Webサイトに公開している。

(2) 問題点（改善すべき事項） 改善策がある場合は、その計画も記載してください。

【教育課程の体系化】

教育課程の編成で、いくつかの授業科目は受講者が段階的に学べる設定になっていない場合がある。例えば、科目名称に「1～5」と表示の教科があるが、教科内容の難易度（初級、中級、上級等）を示すわけではないため、数字の小さい教科は初級、といった設定の検討が考えられる。各科目の授業内容、ナンバリングの妥当性について検討するため、対象科目の洗い出しを進める必要がある。

【教職課程を担う教職員のFD・SD活動の活性化】

研修会報告に限られた教職員に留まっていることから、本学独自の FD・SD の開催等、より研修機会を広く提供出来るよう努めていかなければならない。教職課程部会等の限られた出席者間のみでの情報共有だけでなく、課程部会員から各免許課程を開設する学部・学科等へ情報を共有していく仕組みを作るなど、授業等で多忙を極める教職員の負担を増やすことなく FD・SD の取組を進められるよう検討していく。

【オムニバス開講科目や複数教員担当科目の授業評価】

オムニバス開講科目や複数教員担当科目など、通常の授業評価アンケートのみでは、授業評価結果の検証が難しい授業科目がある。個別、授業内でのコメントペーパー等を活用し、担当教員が受講生の理解度を把握したり、受講生からのコメントを自身の授業内容の改善に役立てたりしている事例も見られるが、受講生のプライバシーにも配慮しながら効果的な取組を検討していくことが必要である。

【情報公開ページへのアクセス】

大学 Web サイトでの掲載ページ（大学全体の情報公開ページと教職課程に関する情報公開ページが異なる）の妥当性を検討し、より閲覧者が分かりやすい形で公表していく必要がある。今後はバナーの設置やリンク先の案内など、大学全体の情報公開ページから教職課程に関する情報公開ページへ適切に案内出来るよう Web サイトの修正を行う。

（3）総評

大学の教育課程の編成においては、学生による授業評価アンケートや学修行動調査、大学による自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われている。個々の授業においても、授業評価アンケートの結果や授業時のコメントペーパーなどを踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われている。

基準 2 及び基準 6 でもふれたが、教職課程を担う教職員に対する FD・SD の機会拡大と情報共有の仕組みを構築することは、引き続き取り組むべき課題である。

また、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に定められた情報、各年度に実施した教職課程自己点検・評価結果は、適切に大学 Web サイトにて公開されている。一方で、Web サイト閲覧者により解りやすく教職課程に関する情報公開ページへ案内するための改善も検討する必要がある。

（4）根拠資料

基準・項目	根拠番号	根拠資料の名称
7-1 ①②	(1)	2023 年度 自己点検・評価報告書（第 4 章 教育課程・学習成果（点検・評価項目⑦））
7-1 ③	(2)	開催案内通知（2023 年度 関係教職員向け学内メール）
7-1 ④	(3)	授業評価アンケート結果報告書（2023 年度前期・後期）
	(4)	授業評価アンケートの活用について（2023 年 6 月配信）
7-2 ①	(5)	大学 Web サイト「教職支援センター」 (https://www.otani.ac.jp/study_support/teacher-training_support_center.html)
7-2 ②	(6)	『CAMPUS LIFE』（2023 年度版）
	(7)	大学 Web サイト「2023 年度教員／進路決定状況【2024 年 5 月 1 日現在】」(https://www.otani.ac.jp/news/sfpjr7000001emjt.html)

基準 8 学生支援体制

記載責任者：教職支援センター長 林 正幸

(1) 現状説明 先駆性や独自性のあるもの、有意な成果がみられるものなど、長所・特色のある取り組みがあればあわせて記載してください。

点検・評価項目：教職課程を履修する学生に必要な情報提供が十分に行われており、個々の学生の意欲を高める支援体制が取られているか。

- 評価の視点①：教職課程に関する積極的な情報提供の実施ができているか。
 評価の視点②：個々の学生の教職に対する意欲を踏まえつつ、学生に教職課程の履修に当たって学修意欲を喚起するような適切な履修指導が行えているか。
 評価の視点③：個々の学生が作成する「履修カルテ」を適切に活用できているか。
 評価の視点④：学生に教職への入職に関する情報を適切に提供するなど、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されているか。

【教職課程履修者への支援体制】

本学では、教職課程に係る事務手続や履修指導等を行う専門の窓口として「教職支援センター」を設置しており、教職課程に関する情報発信や個々の学生の意欲や履修状況等を把握しながら適切な指導を行っている(1)。専門窓口を設置し、学生への情報発信や相談対応が一本化することにより、必要な情報を迅速に周知し、関係教職員が密に連携しながら学生指導にあたる事が出来ているのが特徴である。また、全学生に配付している『履修要項』では、必要単位や授業科目の情報のみならず、教育実習や教員採用試験受験等に向けた4年間のスケジュールを示すなどして、どの時期に何をすべきなのか学生達が意識しながら過ごすことが出来るよう工夫している(2)。

【履修カルテの活用】

学生が自らの単位修得状況を適切に把握するとともに、自身の学修到達度に関する自己評価を行い、学習目標を立てながら主体的に学ぶことを目的として、毎セメスター「履修カルテ記入・説明会」を実施している(3)。また、最終学年次の学生には、教職実践演習の授業内で各自がこれまでの履修カルテに記載した内容を振り返り、学修の総まとめを行う機会を設けている。

【教員採用試験受験、就職に関する支援】

教職支援センターが中心となり、各自治体の教育委員会から講師を派遣いただき、教員採用試験等に関する学内説明会を実施しており、学生が教員免許取得後のキャリアを考える機会を提供している(4)。また、各自治体の採用試験や講師登録、求人情報等は教職支援センターで集約し、教職課程を履修している学生に周知するとともに、学生相談に対応する教職アドバイザーと密に連携し、必要な情報を適切に学生へ案内出来るよう心掛けている。あわせて、学内の就職支援担当部署であるキャリアセンターとも密に連携し、教職への入職に関する情報の提供や個々の学生の状況を共有するため「教職支援センター会議」を年に数回開催している(5)。

(2) 問題点(改善すべき事項) 改善策がある場合は、その計画も記載してください。

【学生の学修意欲を高める取組】

授業の合間を縫って相談等に訪れる学生がいる一方、一定数の学生は「教職支援センター」を積極的に活用するまでに至っていない状況も見られるため、こうした学生への働きかけが必要である。入学直後から継続して教職アドバイザーをはじめとした教職課程に係る教職員から学生に向けた情報発信の機会(学習会や研修会)を設け、「教職支援センター」の機能や活用方法の認知度を高めていく。特に2023年度は3年

生受験を導入、もしくは導入を決定した自治体も増えつつあったことから、早期からの勉強会や説明会等の実施を検討する必要がある。また、シラバスの「成績評価方法」欄において、具体的な数値等を用いながら、学修成果の確認方法と課題に対するフィードバックの方法を明記するなどして、学生へのフィードバックをより強化するとともに、フィードバックされた内容の活用法についても授業等で取扱い、学生の学習意欲を高める指導を検討していく。

【履修カルテの活用】

最終的な学修の総まとめとして「教職実践演習」での活用だけでなく、細かくフィードバックの機会を設けるなどして学生個人の内省だけでなく積極的な伸長・改善に繋がる活用の仕組みが必要である。履修カルテの記入内容をデータ化するなどして、教職課程に係る教職員が容易に共有し、各担当授業等においても学生の学修到達度や自己評価を把握した上での指導に繋がる取組を行う。

【教職に対する意欲の向上とミスマッチの回避】

残念ながら、教職課程や教員の仕事を十分に理解しないまま教職課程を履修し、途中で挫折してしまう学生が一定数いる。そうした学生を一人でも少なくするため、説明会等での丁寧なフォローに加え、初年次から教員の仕事について、魅力ややりがい、求められる資質・能力について理解を深め、自身の進路選択と能動的、意欲的に考える姿勢を身につけられる取組が必要である。また、入学前からのミスマッチ対策として、入学センターとの連携も強化していく。

（３）総評

教職課程に関する事務手続や履修指導等を行う専門の窓口として「教職支援センター」を設置し、教職課程を履修する学生に必要な情報提供及び履修指導が適切に行われている。各自治体の教育委員会と連携しながら行われている教員採用試験受験や、就職の支援が効果的である。また、キャリアセンターと連携して学生に教員採用に関する情報提供や教職講習の開催など、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されているが、教員採用試験の早期化を見越して、学生の低学年時からの新たなニーズにも応えていく必要がある。

「履修カルテ」については、教職課程に関わる教職員が情報共有できるようにし、「到達度評価表」と関わらせて学習到達度や自己評価が可能になるよう活用する必要がある。また、教職に対する魅力、やりがい等といった学生の意欲向上をめざし、初年次から教職に求められる資質・能力や魅力への理解を深めて進路選択を能動的意欲的に考える姿勢を培う取組を進めると共に、入学前ミスマッチ回避策として入学センターとの連携強化も必要である。

（４）根拠資料

基準・項目	根拠番号	根拠資料の名称
8 ①	(1)	教職支援センター規程
8 ②	(2)	『履修要項』（2023年度版 II. 資格の取得「教職課程」）
8 ③	(3)	開催通知（2023年度 履修カルテ記入・説明会）
8 ④	(4)	各教育委員会学内説明会開催通知（2023年度）
	(5)	教職支援センター会議案内（2023年度6月、8月、11月、2月開催）

基準 9 関係機関等との連携

記載責任者：教職支援センター長 林 正幸

(1) 現状説明 先駆性や独自性のあるもの、有意な成果がみられるものなど、長所・特色のある取り組みがあればあわせて記載してください。

点検・評価項目：外部の関係機関等との連携・協力が図られているか。

評価の視点①：教員の採用を担う教育委員会や各学校法人と適切に連携・協力を図るための体制が整備されているか。

評価の視点②：教育実習を実施する学校と適切に連携・協力を図り、実習の適切な実施につなげることができているか。

評価の視点③：学校体験活動や学習指導員としての活動など学校現場での体験活動を行う機会を積極的に提供できているか。

【関係機関との連携・協力体制】

本学では、京都地区大学教職課程協議会（以下、京教協）、全国私立大学教職課程協会（以下、全私教協）及び同協会の地区協議会である京都地区私立大学教職課程研究連絡協議会（以下、京私教協）に加盟し、京都府・京都市をはじめとした教育委員会等と連携・協力を図るための体制を整備している。また、京教協では毎年教育実習反省会を実施しており、加盟大学間で実習に関するトラブル対応等の事例共有に加えて、京都市教育委員会や同市校長会から教育実習に関する意見等を伺い、学生指導に役立てている(1)。

【教育実習における学生指導及び実習校との連携・協力体制】

本学の教育実習においては、原則、全ての実習先への参観指導を実施しており、実習生への指導や実習校との連携・協力を図っている(2)。また、参観指導を行った教員には、実習参観記録の提出を求めており、教職支援センターにて参観記録を集約することで、必要な情報を関係教職員全体で共有できる体制を整えている(3)。

【学校ボランティアの推進】

本学では、教職支援センターにおいて学校ボランティアや学習指導員等の募集情報の周知や、活動への参加を希望する学生の相談を受け付けており、学生の積極的な参加を促している。さらに教職支援センターに常駐している、学校現場や教育委員会での勤務経験豊富な教職アドバイザーにより、ボランティア等への参加を希望する学生からの相談を受け付け、受入先の紹介や学校現場と学生を繋ぐ取組を行っている(4)。

(2) 問題点（改善すべき事項） 改善策がある場合は、その計画も記載してください。

【関係教職員全体での情報共有・連携強化】

各学校種の教育実習担当教員を中心に関係教職員が参加し、加盟大学等との情報交換を直接行うと共に、教育実習反省会の内容について教職課程部会での定例報告に組み込むなどして、関係教職員全体で共有する取組が必要である。

【訪問指導に代わる新たな連携・指導体制の検討】

遠隔地など実習先への訪問指導が困難な場合や、教育実習校の都合により訪問指導を実施出来ない場合、適切な指導体制の検討が必要である。ICT機器を活用したオンラインでの対応なども視野に入れながら、実習校への過度の負担を掛けることなく適切な学生指導や実習校との協力・連携体制を検討していく。

【学校ボランティア等の積極的な情報発信】

自ら相談に来る学生だけでなく、教職課程を履修している学生全体に対して学校現場でのボランティア等への参加の意義や魅力を伝える取り組みが必要である。また、一部の学生はボランティア開始後、欠席や途中辞退など、継続性にも課題が見られる。入学直後から各学年で教職アドバイザーから直接、学校ボランティアや学習指導員等の学校現場での体験活動について案内する学習会や研修会を企画・実施することに加えて、継続的な活動支援により、学生の意欲向上に取り組んでいく。

(3) 総評

外部の関係機関等との連携・協力については、京教協、全私教協及び京私教協に加盟し、京都府教育委員会・京都市教育委員会と連携・協力を図るための体制を整備しているが、さらに、関係機関から得た実習反省会の情報などを共有する取組が必要である。教育実習においては、原則、全ての実習先への参観指導を実施し、実習生への指導や実習校との連携・協力を図っているが、実習校に負担をかけることなく適切な学生指導や実習校との協力・連携体制を模索する必要がある。

学校現場での体験活動を行う機会の提供については、教育学部では学校ボランティア体験を組み込んだ科目を必修化し、教職支援センターでは、学校ボランティア希望者への情報提供を積極的に行っている点が評価できる。今後はさらに多くの学生の参加に繋がる取組の推進が期待されると共に、継続性に課題が見られる学生に対しての支援も進めていく必要がある。

(4) 根拠資料

基準・項目	根拠番号	根拠資料の名称
9 ①	(1)	京都地区大学教職課程協議会 2023 年度年間活動概要
9 ②	(2)	教育実習参観指導依頼文 (2023 年度)
	(3)	実習参観記録 (2023 年度 教育実習 3 次登録書裏面)
9 ②	(4)	大学 Web サイト「教職支援センター」 (https://www.otani.ac.jp/study_support/teacher-training_support_center.html)